

グループホーム



デイサービス

契 約 書

(通所介護)

当事業所は、ご契約者様に対して認知症対応型通所活介護・介護予防認知症対応型通所介護を提供いたします。サービス利用に関する契約内容を次のとおり説明します。

アライヴ株式会社

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 利用契約書

契約当事者の表示

利用者

氏 名 _____

性 別	男・女	生年月日	明・大・昭 年 月 日
被保険者証番号			
要介護状態区分		要支援 1・2 、要介護 1・2・3・4・5	
要介護認定の有効期間		～	
被保険者証記載 の特記事項 (特記事項がない場合 は斜線を引く)			

認知症

診断名	
診断医師名	
診断年月日	

利用者代理人

氏 名 _____

(利用者との関係： _____)

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う者

(以下「事業者」という)

事業者名 _____ アライヴ 株式会社 _____

事業所 (認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所)

(指定番号：2792000081)

事業所名 _____ グループホーム あいむ デイサービス _____

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するよ

うに努めます。

また、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1条（契約の目的）

事業者は、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（利用者代理人）

- 1 事業者は利用者に対して利用者代理人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者代理人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。
- 2 利用者代理人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定に責任を負います。

第4条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームあいむデイサービスにおいての認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用ができます。

- ① 要支援、要介護の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 他人に害を及ぼさないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第5条（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画

を作成するものとします。

- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画を作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画について、利用者、利用者代理人に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の実施状況の確認、介護記録の開示を求め、介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 5 事業者は、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護計画を変更した場合には、利用者、利用者代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第6条（サービスの内容及びその提供）

- 1 本事業所で行う認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業の内容は利用日、利用時間、費用等の事項は別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 2 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。基本的には、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行います。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、保存するものとします。

第7条（医療上の必要への対応）

事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。状況によっては、救急搬送により、主治医以外の他医療機関での受診、適宜医師の判断により処置が行われる場合があることをご了承ください。なお、速やかにご家族に連絡いたしますので、必ず付き添いをお願いいたします。

第8条（利用料等の支払）

- 1 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

- 2 事業者は利用者又は利用者代理人との合意に基づき、介護保険給付の支払い限度額を超える認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供することができるものとし、利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は、利用者が事業者を支払うべき認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます(以下「法定代理受領サービス」という)。
- 4 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月10日までに、前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- 5 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月20日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 6 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収証を発行します。[\(医療費控除対象利用者には控除明記式領収証\)](#)

第9条 (法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付)

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第10条 (利用者及び利用者代理人の権利)

利用者及び利用者代理人は、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護サービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること

- ⑤ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑥ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑦ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。）

第 11 条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護のサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと。

ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について 利用者及び利用者代理人は協力すること

第 12 条（利用の中止・変更・追加）

- ①利用者及び利用者代理人は前項に定める利用期間前において、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者及び利用者代理人はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- ②利用者及び利用者代理人が利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
- ③事業者は利用者及び利用者代理人からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用期間を提示して協議するものとします。
- ④利用者及び利用者代理人は利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。この場合、利用者及び利用者代理人はすでに実施されたサービスに対する利用料金の精算を利用最終日に行うものとします。

第13条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人が本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日

第14条（利用者の中途解約・契約解除）

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者及び利用者代理人は契約終了を希望する日の1日前までに事業者へ通知するものとします。

第15条（事業者の契約解除）

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、この契約を解除することができます。

- ①利用者及び利用者代理人が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続したい重大な事情を生じさせたとき。
- ②伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認めたとき。
- ③次のいずれかに該当し、小人数による共同生活を営むことに支障が生じると事業者が判断したとき。
 - ㊦ 認知症状に伴う著しい精神状態を伴うとき。
 - ㊧ 認知症状に伴う著しい行動異常があるとき。
 - ㊨ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるとき。
 - ㊩ 身体的能力の低下が著しく、介護の重度化が長期に亘るおそれがあるとき。
- ④利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

第16条（利用料金の変更）

- 1 事業者は第8条1項に定める保険給付外サービス利用料金については、経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者及び利用者代理人に対して、変更を行う一ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 2 事業者は第8条2項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付費体系の変更があった場合、変更できるものとします。

第17条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、

利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。

3 利用者の故意または重過失により、施設または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第 18 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとしします。

第 19 条 (秘密保持)

1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供をすることができます。

第 20 条 (合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

第 21 条 (契約に定めのない事項)

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとしします。

以上の契約の証として本契約書を式通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その壺通を保有します。

令和 年 月 日

契約者氏名

利用者 (住所)

(氏名)

印

利用者代理人 (住所)

(氏名)

印

事業者 (所在地)

(名称)

(代表者名)

印